

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する給料の額等に関する特例措置)</p> <p>9 平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間(次項において「特例期間」という。)に支給する市長及び副市長の給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項各号に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置)</p> <p>11 平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の退職手当の額は、第4条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p><u>(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の額に関する特例措置)</u></p> <p>13 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、附則第10項の規定により読み替えて適用する第3条の規定にかかわらず、この規定により計算した額から市長にあつては20万円を、副市長にあつては15万円を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する給料の額等に関する特例措置)</p> <p>9 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間(次項において「特例期間」という。)に支給する市長及び副市長の給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項各号に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置)</p> <p>11 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の退職手当の額は、第4条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p>

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する給料の額に関する特例措置)</p> <p>5 平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する教育長の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置)</p> <p>6 平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する教育長の退職手当の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p><u>(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の支給に関する特例措置)</u></p> <p>7 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する教育長の期末手当の支給における第4条の規定の適用については、亀山市長及び副市長の給与に関する条例附則第13項中「市長にあっては20万円を、副市長にあっては15万円」とあるのは、「10万円」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する給料の額に関する特例措置)</p> <p>5 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置)</p> <p>6 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の退職手当の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p>

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する給料の額に関する特例措置)</p> <p>4 平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する管理者の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置)</p> <p>5 平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する管理者の退職手当の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p><u>(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の支給に関する特例措置)</u></p> <p>6 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する管理者の期末手当の支給における第4条の規定の適用については、亀山市長及び副市長の給与に関する条例附則第13項中「市長にあつては20万円を、副市長にあつては15万円」とあるのは、「10万円」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する給料の額に関する特例措置)</p> <p>4 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する管理者の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置)</p> <p>5 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する管理者の退職手当の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p>

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4</p>	<p>附 則 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4</p>

項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例)

- 20 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている国民健康保険税であつて、当該届出が国民健康保険税の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2

項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項_____又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の影響による収入の減少等により著しく納税の能力を欠き、又は失った者は、第28条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。この場合における第28条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。